

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 農業委員会事務局
- 3 事前調査期間 平成19年6月5日
- 4 監査期間 平成19年7月10日
- 5 監査対象年度 平成18年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点を置いて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。

第2 監査対象の概要

農業委員会事務局の主な業務内容及び職員数（平成19年4月1日現在）は、次とおりである。

農地法に基づく農地の権利移動・農地転用、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定等促進、租税特別措置法に基づく農地の相続税・贈与税の納税猶予の特例、農地等の利用関係の調整、農業・農業者に関する事業の啓発宣伝、農業者年金等に関する業務等を所掌する。

（職員10名）

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として、旅費の執行状況、時間外勤務の状況及び原課契約工事の執行について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり注意、検討及び改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、十分留意するとともに、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

（1）収入事務について

証明閲覧手数料等に係る現金出納簿について、現金出納員の確認印漏れが見受けられた。現金の出納・保管の事務を適正に行なうため、定期的に現金出納員が収支並びに残高の確認を行い、その確認結果を証拠として残すよう注意すること。【注意事項】

（2）文書管理について

公印台帳の副本に公印管守者等の記載漏れがあったので、四日市市公印規則に基づき適正に管理すること。【注意事項】

2 所見

（1）遊休農地について

農業従事者の高齢化等により耕作放棄地面積が今後ますます増加することが懸念される。遊休農地になっているものやその恐れがある農地について、認定農業者等担い手農家に利用権設定を促進するなど農地の集約を図る取り組みに努めること。【努力要望事項】